

五 イ 方 募 価 法 入 格 決 定 競 争 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適 合	二 の 法 律 項 及 び の 根 拠	一 發 行 号 稱 及 び そ 抛 記	○ 財 務 省 國 債 の 發 行 条 件 等 平 成 二 十 一 年 十 二 年 一 月 十 二 日	省 令 第 三 十 号 ～ 第 五 条 第 十 一 項 第 一 項 の 規 定 に 関 す る 省 令 (昭 和 五 十 七 年 大 藏 、 づ き) の 發 行 し た 利 付 国 債 の
各 申 込 み の う ち 応 募 価 格 の 高 い	価 格 を 場 で 競 争 う 札 価 振 の 以 律 社 一 法 会 十 財 一 利 格 国 定 特 あ 争 入 こ へ 格 替 適 下 へ 債 項 律 計 四 政 回 競 債 め 別 つ 入 札 に 以 を 機 用 一 平 、 株 二 関 こ ～ ～ 争 市 る 参 て 札 発 に 下 競 関 を 振 替 十 す 第 四 昭 和 二 入 場 も 加 、 と 行 「 価 は 受 け 法 三 年 法 律 第 二 十 札 特 の 者 財 同 」 に 付 本 銀 も と 三 号 法 条 二 十 発 別 に ご 務 時 と 行 格 競 し 行 の う 律 第 一 二 行 参 よ と 大 に い (以 爭 て 行 の う 第 四 平 項 第 一 「 加 る に 臣 行 う) と と う) と 者 発 応 が わ ～ 下 入 行 と と う) い 行 募 各 れ 及 札 わ す し ～) う 第 へ 限 国 る び 価 ～ れ る 、 の 。) I 以 度 債 入 価 格 と る そ 規 非 下 額 市 札 格 競 い 入 の 定 法	財 務 大 臣 普 直 人	利 付 国 庫 債 券 (三 十 年) ～ 第 三 十 一 年 一 月 十 二 日	利 付 国 債 の 發 行 し た 財 務 大 臣 普 直 人	利 付 国 債 の 發 行 し た 財 務 大 臣 普 直 人	利 付 国 債 の 發 行 し た 財 務 大 臣 普 直 人

七 ロイ 払	六 イ 発	
非者特国入価込行争非者特国	入価行争非者特国	入
価・別債札格入価・別債	札格行入価・別債	札
格第参市発競金札格第参市	発競札格第参市	発
競I加場行争額発競I加場	行争額発競I加場	行
四円五 百千 九四 十一百 一九 億十 二五 千億 百九 二千 二十八 百十 万円	でた条特万額た条特九つ定う額 四利第別円で利第別十いにち面 百付一會千付一會四て基、金 九国項計六国項計億はづ財額 十債のに百債のに五、き政で 二に規関十に規關千額發法五 億つ定す億つ定す五面行第千 円いにる四いにる百金し四五 て基法千て基法五額た条五百 、づ律四はづ律十で利第五 額き第百、き第五三付一億 面発四四額發四万千國項円 金行十十面行十円八債の 額し六五金し六、百に規	込募各当も み限国ての の度債るか 応額市。ら 募の場そ 額範特の を囲別応 割内參募 りに加額 当お者を ていご順 るてと次 。各の割 申応り

十 三 二	口 イ 一	發	振 額 最 低 行 争
の 経 利 行 払 過 込 利 み 子 率	行 争 非 者 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	特 国 入 価 發 行 行 競 価 格 日	替 額 面 單 位

<p>(二)</p> <p>の口るに に座も係發 つにのる行 い記と所時 て載し得に は又て税お 、は振がい 前記替源て 記録口泉、 (一)さ座徵そ のれ簿収の 算る中さ利 式ものれ子</p>	<p>額面金額の総額 × $\frac{2.2}{100} \times \frac{82}{365}$</p> <p>む十式は二 も号に、募・ のによ払入二 と規り込決パ す定算金定一 るす出額のセ .るしに通ン 期た加知ト 日金えを に額、受 払を次け い第のた 込二算者</p>	<p>(一)年</p> <p>十額十額 四面錢面 錢金以金 額上額 百の百 円そ円 にれに つぞつ きれき 九の九 十募九 円価円 八格五</p>	<p>平す額の振 成るの記替 二。整載法 十数又の 一百倍は規 一年の記定 にれに金録に つぞつ額はよ きれきに、る 九の九より最 十募九日振 円価円も額口 八格五と金簿</p>
--	---	---	---

二十九十八七十六十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成二十一年十二月十一日
財務大臣から通知を受けた者
日額平利てを毎年三月期に支払う旨の通知
本公司は、支払期日と同一月に、支払額の2.2%を上乗せた額を支払う旨の通知
本公司は、支払期日と同一月に、支払額の2.2%を上乗せた額を支払う旨の通知

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住時額金にす次そ銀額し二除税外しは者にへ額よる号の行を、十すの国た、又おたにり期及翌休支次二る税法金前はいだ百算日び営業払の年こ率人額記外てし分出に第業日う算三とをがに(一)国取、のしつ十日にたに二でじ用該算人す該十金い六に當だよ十きたを非式でる國を額て号支たしり日る金受居にあ者債乗か同に払たしり日。額け住よるがをじらじ。おうる、算を。額け住よるがをじらいへと支出支。額け住よるがをじらて以き払し払。額け住よるがをじらる者り場非發た当を所又算合居行金該